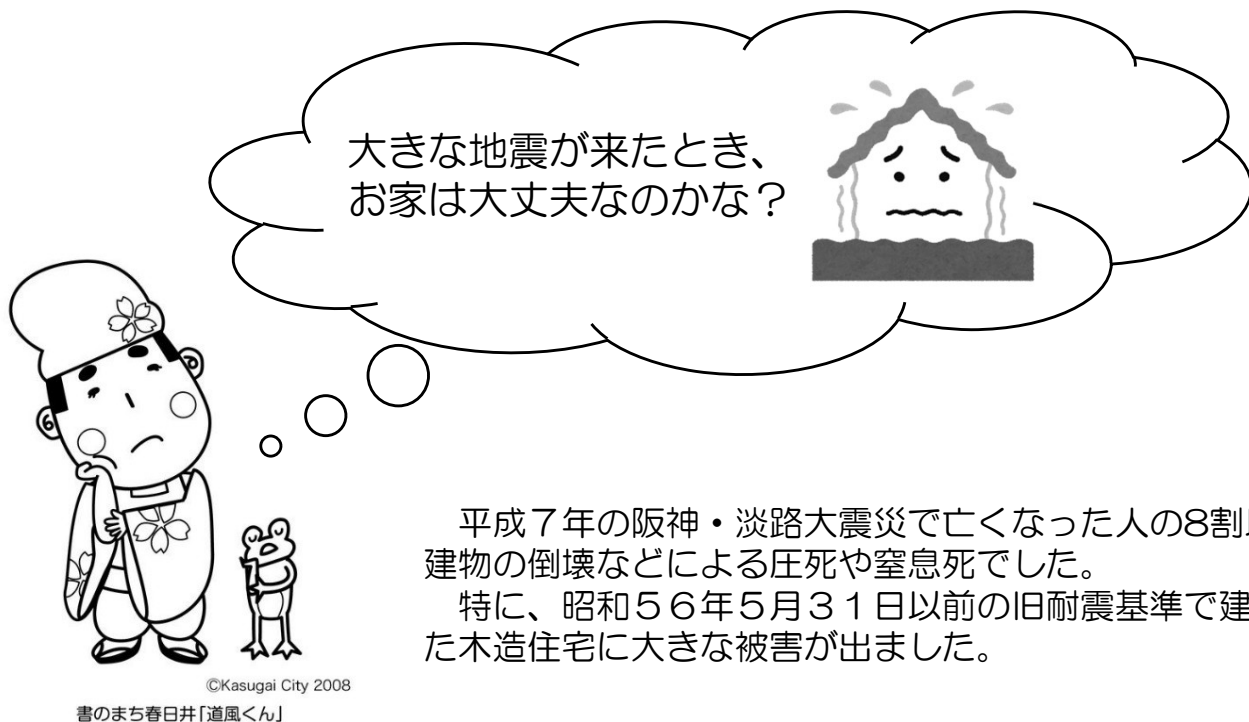




オンライン申込可能

令和8年度

木造住宅無料耐震診断



春日井市では、
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた
木造住宅を対象に、愛知県に登録された耐震診断員による
無料耐震診断を先着順で行っています。

南海トラフ地震など大規模地震の切迫性が指摘される今、耐震診断によりご自宅の耐震性を知り、必要な備えをすることが重要です。

診断の流れ、申込方法などは次のページにてご確認ください。ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■お問合せ■

まちづくり推進部住宅政策課 電話：85-6293 FAX：85-0991



対象建築物

次の条件をすべて満たす住宅であること（空き家は対象外）

- 建築時期：昭和56年5月31日以前に着工
- 構造：木造（非木造が一部含まれるような混構造は対象外）
- 構法：在来軸組構法、伝統構法
（ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外）
- 用途：戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
（貸家の場合は、居住者の同意が必要）
- 規模：2階建て以下（3階建ては対象外）
- 申込者：診断対象住宅の所有者（法人所有を含む）

診断の流れ

木造住宅無料診断申込書の提出又は電子申請

建築確認通知書などのご自宅の建築年がわかるものの写しをご提出ください。

申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

電子申請は市ホームページをご覧ください。下記QRコードよりお申込みください。

申込の受付

申込の内容を確認させていただき、確認後、受付をします。

耐震診断員派遣決定通知の送付

申込を受付後、耐震診断員の派遣決定の通知をハガキにて送付します。

耐震診断員との日程調整

ハガキにて通知した耐震診断員より、電話にて現地調査の日程を調整させていただきます。

現地調査・立会い

耐震診断員が現地調査にご自宅にうかがいます。

図面等がある場合は、ご準備いただくとスムーズに現地調査が行えます。

耐震診断結果の報告

後日、耐震診断結果を耐震診断員よりお渡しします。

その際、耐震改修について一般的なアドバイス等をさせていただきます。

お申込から耐震診断結果の報告まで2ヶ月～3ヶ月程度かかります。

時期、申込状況等により、異なることがありますのでご了承ください。

■お申込み先■ まちづくり推進部住宅政策課（市役所9階）

春日井市 無料耐震診断

検索

スマートフォン
からはこちら



Q1. なぜ昭和56年5月31日以前の住宅しかだめなのですか？

A1. 昭和56年6月1日施行の新耐震基準により、木造住宅の耐震基準も大きく改正されました。阪神・淡路大震災においても、昭和56年5月31日以前に建築されたいわゆる旧基準木造住宅の倒壊の危険性が指摘されています。

Q2. 昭和56年6月1日以降に増築している住宅は対象となりますか？

A2. 構造的に一体で増築している場合は、その棟全体を診断対象とします。構造的に別で増築している場合は、その部分を除いて昭和56年5月31日以前に建築した部分のみ診断対象とします。ただし、平成17年6月1日以降に増築している場合は対象外です。

Q3. 在来軸組構法型住宅、伝統構法型住宅とは、どのようなものですか？

A3. 在来軸組構法型住宅とは、土台や柱、梁（はり）などを用いて組み立てられる構造形式の住宅です。伝統構法型住宅とは、一般的に、年代で見ると江戸時代から戦前程度までの期間の住宅で、太い柱、梁、差しもの、土塗り壁等で構成された伝統の仕口を持つ堅牢な造りの住宅です。

Q4. 同一敷地内に2棟以上の対象住宅がある場合(母屋と離れなど)はいずれも対象となりますか？

A4. 離れが倉庫等の場合は対象外です。詳細はご相談ください。

Q5. 上部構造の判定値に対して「倒壊しない」「倒壊する可能性がある」と判断しているが、どのレベルに対して倒壊しないのか。阪神大震災相当の地震に対してですか？

A5. 建築基準法で想定している震度6強の大地震動（極めてまれに発生する）です。たとえ診断結果が1.0以上で「一応倒壊しない」と判断された場合でも、診断結果が倒壊しないことを保証するものではありません。

Q6. 耐震診断員とはどんな人ですか？

A6. 愛知県の耐震診断員養成講習会を受け、登録された主に地元の建築士です。県の発行した登録証を携帯しています。

Q7. 準備するものは何がありますか？

A7. 既存図面があれば用意し、天井裏・床下など速やかに調査できるようにご協力ください。また、現地調査については、2時間程度の立会いが必要です。

Q8. 耐震改修にどれくらいの工事費がかかりますか？

A8. 診断員が診断結果を報告する時に、改修する場合の概算工事費を提示します。

Q9. 耐震診断申込書はいつまでに提出すればいいのですか？

A9. 原則として、毎年12月の下旬までの受付分について、当該年度に耐震診断を行います。ただし、予算等により予定より早く受付を終了する場合があります。



■木造住宅耐震改修等事業補助事業■

- 対象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象事業▶耐震改修の結果、地震に対して安全な構造（判定値1.0以上かつ耐震改修工事の着手前の判定値に0.3加算した数値以上）となる設計又は工事
補助額▶〈耐震補強設計〉最大20万円（耐震補強設計費の2/3を補助します。）
〈耐震改修工事〉最大115万円（耐震改修工事費の80%を補助します。）

■木造住宅段階的耐震改修費補助事業■

- 対象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶〈一段目〉判定値を1.0以上とする補強計画に基づく次のいずれかの工事
①その一部を工事することにより、1階の判定値を1.0以上とする工事
②その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事
（耐震改修工事前の判定値が0.4以下の場合に限る。）
〈二段目〉一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする工事
補助額▶〈一段目〉最大60万円 〈二段目〉最大55万円
（耐震改修工事費の80%を補助します。）

■木造住宅除却費補助事業■

- 対象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
又は耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断される住宅
対象工事▶住宅を取り壊す工事
補助額▶最大20万円（解体、運搬及び処分する工事に要する費用の23%を補助します。）

■耐震シェルター整備費補助事業■

- 対象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
対象工事▶安全性の評価を受けた市の定める耐震シェルターを整備する工事
補助額▶最大30万円（耐震シェルターの購入、運搬、整備費等の2分の1を補助します。）

■ブロック塀等撤去費補助事業■

- 対象▶公道に面する高さ1メートル以上のブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材等を用いた塀や門柱）
対象工事▶対象となるブロック塀等を全て取り壊す工事
補助額▶最大10万円（撤去、運搬及び処分する工事に要する費用と、撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1を補助します。）

■建築に関する相談■

- 事業内容▶春日井市役所市民相談コーナーにて、毎週火曜日の午後1時から午後4時まで、建築士による建築全般に関する市民相談を実施
問合せ先▶市民相談コーナー（TEL:85-6620）



住宅の耐震診断、耐震改修工事トラブルに注意しよう！

トラブルにあわないためには…

- ① その場ですぐ契約しないで、内容をじっくり検討して、家族や知人、知り合いの建築関係者ともよく相談しましょう。
- ② 無料耐震診断等の宣伝には十分注意し、安易な気持ちで頼まないようにしましょう。